

おいしく イキイキ 食育プラン

「第三次福島県食育推進計画」



平成27年3月

福島県



ふくしまから
はじめよう。

はじめに

「食べること」は生命の源であり、私たちが健康に生きていく上で欠かすことのできないものです。

今日、私たちの周りには、たくさんの食べ物があり、好きなものをいつでも食べることができますが、個人のライフスタイルが多様化する中で、肥満や生活習慣病の増加など、様々な問題が生じております。

福島県は、豊かな自然に恵まれ、多くの食料が生産されており、こうした農林水産業の営みや地域に根ざした食文化を体験することができる素晴らしい環境にあります。

この環境を十分に生かして、子どもの頃から、しっかりと食に関する知識と良い習慣を身に付け、健全な食生活の実践を通して、豊かな人間性と生涯にわたる健康を維持できるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進していくことが望まれます。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原発事故は、本県に大きな被害をもたらしました。特に、原発事故に伴う放射性物質による影響から、県民・消費者の「食」に対する安全・安心の関心がより一層高まり、不安払拭に努めてきたところですが、更なる取組の継続と強化が必要となっております。

このため、本県では、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に掲げる、新しい福島県総合計画「ふくしま新生プラン」を策定し、「人と地域」を礎として、「活力」「安全と安心」「思いやり」の三つを柱とした県づくりを進めていくこととしております。とりわけ、食育につきましては、「安全と安心」の最も重要な取組の一つであり、「食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる」を基本目標として取り組んでまいりました「福島県食育推進計画」の第三次計画を策定し、引き続き食育を推進していくことといたしました。

食育は、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない推進が必要であり、本県においては、保育園、学校等における食育を始めとして、適度な運動と栄養バランスのとれた日本型食生活の普及啓発等による生活習慣病の予防など、県民の健康な身体づくりを促進し、全ての県民が元気に活動することができる福島県を創り上げてまいります。

最後に、計画策定に当たりまして、御意見や御助言をいただきました「福島県食育推進ネットワーク会議」の委員の皆さんを始め、県民の皆さんに厚く感謝を申し上げます。

平成27年3月

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

I	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の期間	
3	計画の位置付け	
II	計画の推進体制等	3
1	計画の推進体制	
2	計画の進行管理	
3	計画推進における関係者の役割	
III	計画の基本目標	5
IV	計画の視点と推進の方向性	10
1	健康な心と身体を育む食育の推進	10
2	食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進	11
3	食の安全・安心を重視した食育の推進	12
V	推進施策の体系	13
VI	食育推進に関する具体的取組	14
1	健康な心と身体を育む食育の推進	
(1)	健康な心と身体を育むための家庭と地域における食育推進	14
(2)	子どもの発達段階に応じた食育推進	18
(3)	地域における食育推進運動の展開	20
2	食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進	
(1)	豊かな食育体験の推進	22
(2)	地域資源の活用促進と地産地消の推進	23
(3)	食文化の継承や農林漁業者等との交流を通じた食育推進	24
(4)	農林漁業者や食品関連事業者等による環境への配慮を通じた食育推進	26

3	食の安全・安心を重視した食育の推進	
(1)	生産から消費に至る食の安全の確保	27
(2)	食の安心を実現するための情報提供及びリスクコミュニケーション	28
(3)	食品中の放射性物質対策に関わる検査・調査及び情報発信	29

VII 参考資料

1	用語説明	31
2	食育基本法の概要	35
3	第2次食育推進基本計画の概要	36
4	福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱・委員名簿	38

(注) 文章中の「*」(アスタリスク)が付いた単語については、31ページ以降に「用語解説」がありますので、参考としてください。

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

『食育』は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることです。

本県においては、平成19年3月に、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として、おいしく イキイキ 食育プラン「福島県食育推進計画」を策定し、その目標実現のため、庁内関係各課（保健福祉部・農林水産部・教育庁等関係課）からなる食育推進庁内連絡会議を組織するとともに、県内各地域の関係組織が連携し、横断的に食育に取り組むことができるよう「福島県食育推進ネットワーク会議」を設置し、推進に努めてまいりました。

計画策定から3年後の状況では、児童生徒の朝食欠食や子どもの肥満傾向の問題、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の増加などのこれまでの健康課題とともに、幼児の朝食欠食や安全・安心な食への関心の高まりなど、新たな課題への対応も求められたことから、平成22年3月に「第二次福島県食育推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、県民の望ましい食環境の整備、更なる「食育」の啓発・推進に努めてまいりました。

これまでの取組により、「食育」への関心の高まりや児童生徒の朝食欠食は改善されてまいりましたが、一方で、食の多様化により栄養バランスがとれた食生活実践者割合の低下や肥満の増加など改善が必要な課題も明らかになってきております。

これらの状況を踏まえ、普及啓発を中心とした取組から、県民一人一人が行動・実践する取組を充実・重点化することが必要となっております。

さらに、東日本大震災や原発事故発生の影響により、災害時の備えや県産食品に対する放射能への不安払拭に関する対応など、食の安全・安心確保への新たな課題が生じていることから、これまで以上に安全・安心に向けた理解の促進と、生きる力を育む取組の充実も必要となっております。

また、国においては、平成25年12月に「第2次食育推進基本計画」が改定され、本県においても国の基本的推進方針を踏まえた計画見直しが必要となっております。

こうしたことから、これまでの取組内容について見直しを行い（前計画の評価については別冊を参照）、実状に即した実効性のある計画とするため、おいしく イキイキ 食育プラン「第三次福島県食育推進計画」（以下、「県食育計画」という。）を策定することとします。

2 計画の期間

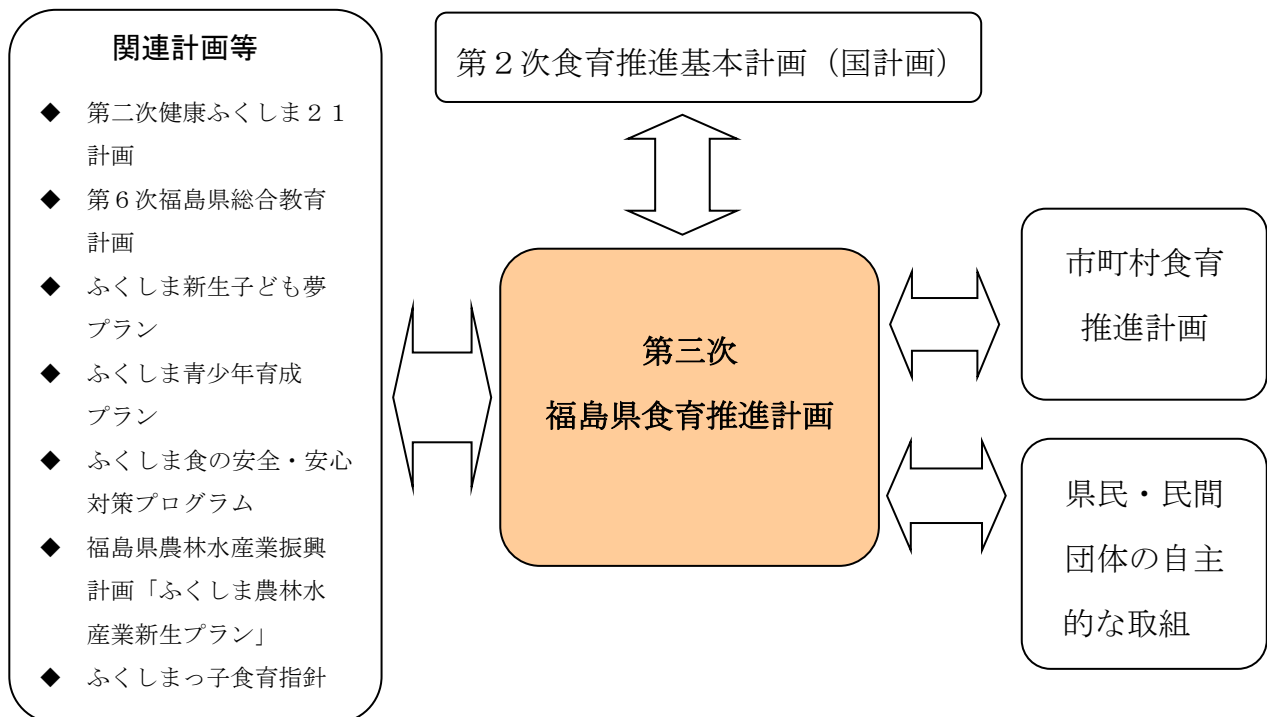
県食育計画の期間は、平成27年度から令和3年度までの7年間とします。

なお、状況の変化など必要に応じて随時見直すこととします。

3 計画の位置付け

県食育計画は、本県の食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものであり、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」及び福島県保健医療福祉復興ビジョンと整合性を図った計画です。

なお、県食育計画については、県の関係各部署が所管する関連計画（下図左）や、各市町村において策定される市町村食育推進計画、さらに、県民、民間団体の自主的な取組等との連携を図りながら推進するものとしします。

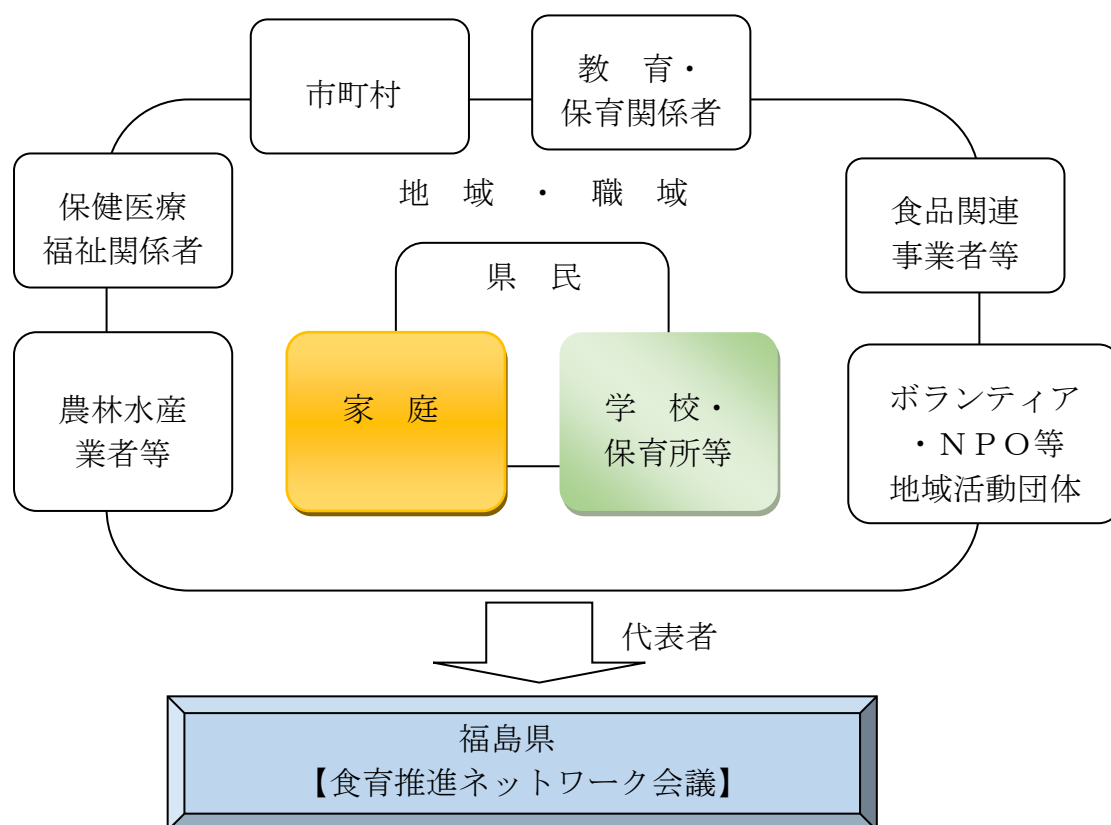


II 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

県食育計画の推進に当たっては、食育に関する有識者等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」及び各地域における推進体制を整備し、横断的に関係組織が連携して取り組むものとしします。

また、県食育計画に基づく取組について、県民、市町村、教育・保育関係者、保健医療福祉関係者、農林水産業者、食品関連事業者、NPO、ボランティア等に広く周知を図り、それらの食育関係者がそれぞれに創意と工夫を凝らし、県民運動として取り組みながら、県民一人一人が生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すこととしします。



2 計画の進行管理

基本目標に関する進行管理は、「福島県食育推進ネットワーク会議」を中心に、各部署及び地域の具体的な取組状況の定期的調査等を通して行うこととしします。

3 計画推進における関係者の役割

- 県 民
家族一緒の食卓を通して、県民一人一人が、改めて食の大切さ有難さを考え、望ましい食生活の実践に努めることが期待されています。また、地域の食文化を理解し、次の世代に伝えていくことが求められています。
- 教育・保育関係者
家庭、地域と連携し、給食や様々な学習の機会を通して、食と健康の関係や食料生産、伝統的食文化を踏まえながら、子どもたちの発達段階に応じた望ましい食習慣の形成を図ることが求められています。
- 農林水産業者等
安全で安心な農林水産物の提供を始め、食と農に関する様々な体験交流の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。
- 食品関連事業者等
安全で安心な食品の提供を始め、食品の加工、流通、調理、販売等の各過程における正しい情報提供や、様々な体験交流の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。
- 保健医療福祉関係者
妊産婦や乳幼児を対象とする離乳食指導や栄養指導、歯科保健指導の他、肥満及び過度のやせすぎによる健康への影響や、健全な口腔機能の発達等、食と健康との関係についての正しい知識の普及啓発が求められています。
- ボランティア、NPO等地域活動団体
食生活の改善や食文化の継承など、様々な体験学習の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。
- 市町村
地域における食育推進の要として、市町村食育推進計画を策定し、地域の関係者と連携しながら、総合的かつ計画的に食育の推進に取り組むことが求められています。
- 県（食育推進ネットワーク会議）
県食育計画に従い、市町村を始めとする関係団体と連携しながら、福島県の食育を総合的かつ計画的に推進します。

Ⅲ 計画の基本目標

県食育計画においては、前計画の基本目標を継承し、県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性を育むことができるように、家庭、学校、地域（職域を含む。以下、同じ。）が一体となって食育を推進します。

さらに、東日本大震災や原発事故の経験を踏まえて、県産食品の放射性物質に対する食の安全・安心確保対策、災害時に向けた食料の備蓄等、新しい視点も加えた食育の取組を通して、「夢・希望・笑顔に満ちた」活力あるふくしまの創造を目指します。

基本目標

食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる

～家庭、学校、地域が一体となった食育の推進～

基本的施策

県食育計画は、基本的施策を下記の3つに整理し、施策毎に目標指標を設定することとします。

【基本的施策1】健康な心と身体を育む食育の推進

めざす姿：家庭や学校、地域が一体となって、「健康な心と身体」を育むための食育を推進します。

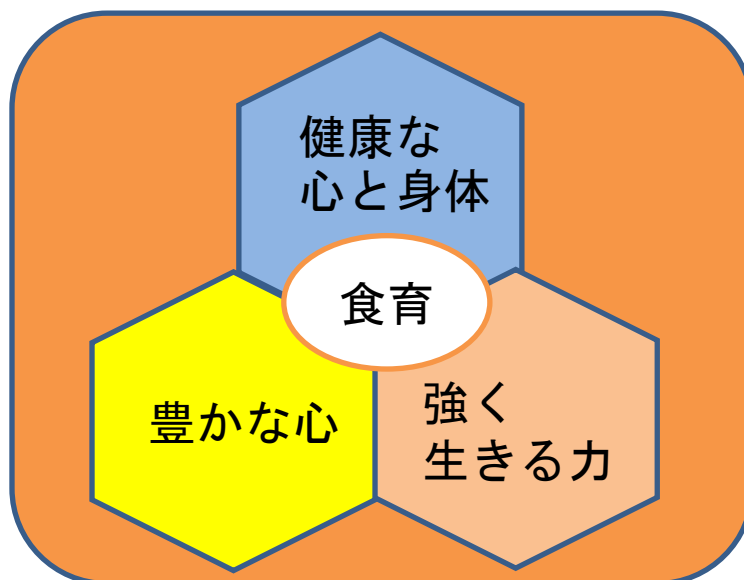
【基本的施策2】食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

めざす姿：農林水産業や食産業等の体験や交流を通じて食文化を継承するなど、「豊かな心」を育むための食育を推進します。

【基本的施策3】食の安全・安心を重視した食育の推進

めざす姿：東日本大震災や原発事故の経験を踏まえ、食の安全・安心に向けた判断力や行動力を促進するなど、「強く生きる力」を育むための食育を推進します。

〔 3つの基本的施策のめざす姿
キーワード 〕



目標指標

目標	指標名	基準値	出典	目標値 (R3)
1－(1) 健康な心と身体を育むための家庭と地域における食育推進	朝食を食べる児童生徒の割合（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	96.6% (H26)	「朝食について見直し週間運動」における朝食摂取率調査 (健康教育課)	97.2% 以上 ★
	朝食を食べる者（20歳代）の割合	58.7% (H26)	県政世論調査 (健康増進課)	上昇を目指す
	家族との共食の割合	81.6% (H26)	県政世論調査 (健康増進課)	上昇を目指す
	産後4ヶ月児の母乳育児率	31.3% (H25)	福島県母子保健事業実績 (児童家庭課)	55%

※印の目標値については、*「第二次健康ふくしま21計画」の数値と整合性を図っています。

★印の目標値については、*「第6次福島県総合教育計画」の数値と整合性を図っています。

1－(1) 健康な心と身体を育むための家庭と地域における食育推進	栄養バランスがとれた食生活の実践者の割合	66.5% (H26)	県政世論調査 (健康増進課)	上昇を目指す
	成人1日当たりの食塩摂取量	男性 12.1g 女性 9.9g (H24)	国民健康・栄養調査 (健康増進課)	男性 9g以下 女性 7.5g以下 ※
	成人1日当たりの野菜摂取量	男性 318g 女性 269g (H24)	国民健康・栄養調査 (健康増進課)	男性 350g以上 女性 350g以上 ※
	むし歯のない3歳児の割合(乳歯)	72.6% (H25)	母子保健事業実績 (児童家庭課、健康増進課)	90% ※
	12歳児の一人平均むし歯数(永久歯)	1.5本 (H25)	学校保健統計調査報告書 (統計課)	1.1本以下 ★
	小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(*栄養状態)の割合(公私立小学校)	3.5% (H26)	学校保健統計調査報告書 (統計課)	低下を目指す ★
	適正体重を維持している者の割合(肥満(BMI値25以上)・やせ(BMI値18.5未満)の減少)	肥満者 男性 33.2% 女性 23.4% やせ者 女性 7.6% (H22)	特定健診データ (健康増進課)	肥満者 男性 27% 女性 20% やせ者 女性 5% ※
1－(2) 子どもの発育段階に応じた食育推進	食育推進計画を作成している市町村の割合	67.8% (H25)	内閣府調査、第2次食育推進基本計画 (健康増進課)	100%
	市町村栄養士の配置率	71.2% (H26)	厚生労働省調査 (健康増進課)	100%

1－(2) 子どもの発育段階に応じた食育推進	*栄養教諭の配置人数	27名 (H26)	(健康教育課、義務教育課)	70名程度
1－(3) 地域における食育推進運動の展開	*福島県食育応援企業の登録数	15社 (H27.3)	福島県食育応援企業の登録台帳 (健康増進課)	20社※
	*うつくしま健康応援店の登録数	405店 (H27.3)	うつくしま健康応援店登録台帳 (健康増進課)	450店※
	食育月間・食育の日の認知度	25.3% (H26)	県政世論調査 (健康増進課)	上昇を目指す
2－(1) 豊かな食育体験の推進	食育実践サポーター派遣事業実績(派遣者数)	年間 11名 (H26)	(農産物流通課)	年間 35名
	小学校における「田んぼの学校」取組校数	58校 (H25)	ふくしま農林水産業新生プラン (農村振興課)	増加を目指す
2－(2) 地域資源の活用促進と*地産地消の推進	学校給食における地場産物活用割合(学校給食を実施している公立幼・小・中・高・特別支援学校)	21.8% (H26)	(健康教育課)	40%以上
2－(3) 食文化の継承や農林漁業者等との交流を通じた食育推進	食育実践サポーター派遣事業実績(派遣者数) 【再掲】	年間 11名 (H26)	(農産物流通課)	年間 35名
2－(4) 農林漁業者や食品関連事業者等による環境への配慮を通じた食育推進	*エコファーマー認定件数	20,528件 (H25)	(環境保全農業課)	25,000件

3-(1) 生産から消費に至る食の安全の確保	*GAP(農業生産工程管理)取組産地数	156産地 (H25)	ふくしま食の安全・安心対策プログラム (環境保全農業課)	242産地
	不良食品の発生件数 (放射性物質を除く)	47件 (H25)	県総合計画、保健医療福祉復興ビジョン、 ふくしま食の安全・安心対策プログラム (食品生活衛生課)	23件 以下
3-(2) 食の安心を実現するための情報提供及び*リスクコミュニケーション	アンケート調査「食の安全・安心が確保されている」回答割合	56.2% (H25)	ふくしま食の安全・安心対策プログラム (食品生活衛生課)	上昇を目指す
	大規模災害に備えて食料の備蓄などを行っている県民の割合	33.6% (H25)	県総合計画 (復興・総合計画課)	上昇を目指す
	特定給食施設等における食料備蓄の割合	37.6% (H21)	特定給食施設等実態調査 (健康増進課)	上昇を目指す
3-(3) 食品中の放射性物質対策に関わる検査・調査及び情報発信	放射性物質の基準値を超えて出荷流通した食品の件数	0件 (H25)	県総合計画、保健医療福祉復興ビジョン、 ふくしま食の安全・安心対策プログラム (食品生活衛生課)	0件
	説明会開催数	累計180回開催 (H23からH26.12末まで)	・食と放射能に関する説明会 ・食の安全・安心アカデミーシンポジウムなど (消費生活課)	H32年度末まで累計480回以上(年間60回以上)

IV 計画の視点と推進の方向性

1 健康な心と身体を育む食育の推進

- (1) 健康な心と身体を育むための家庭と地域における食育推進
- (2) 子どもの発達段階に応じた食育推進
- (3) 地域における食育推進運動の展開

■健康な心と身体を育むために家庭と地域における食育を推進します

家族や地域の人々との関わりの中で、子どもたちが生き生きとした健康な心と身体を育むための生活を送ることができるようにするため、早寝、早起き、栄養バランスのとれた*日本型食生活等の生活習慣づくりの取組を推進します。

■子どもの発達段階に応じた食育を推進します

子どもたち一人一人が発育・発達段階に応じた望ましい食習慣と適切な判断力、実践できる力などの「*食べる力」を身に付けることができるようにするため、学校や保育所等における推進体制の整備に努めます。

■地域における食育推進運動を展開します

全ての県民が健全な食生活を実践することができるようにするため、市町村、関係機関や民間団体との連携による地域ぐるみの運動として食育の普及啓発に努めます。

2 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

- (1) 豊かな食育体験の推進
- (2) 地域資源の活用促進と*地産地消の推進
- (3) 食文化の継承や農林漁業者等との交流を通じた食育推進
- (4) 農林漁業者や食品関連事業者等による環境への配慮を通じた食育推進

■豊かな食育体験を推進します

本県は、全国でも有数の農林水産物の生産県であり、その恵まれた環境を活かして、生産団体や食品関連事業者等による食育体験や食育情報の提供等の取組を促進するとともに、地域の人材を活用した体験学習の取組を支援するなど、豊かな食育体験を推進します。

■地域資源の活用促進と*地産地消を推進します

豊かな農林水産資源を積極的に活用し、*地産地消を推進することにより、生産に携わる方々の努力や苦勞を理解し、食への感謝の念を育むとともに、食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などの理解促進に努めます。

■食文化の継承や農林漁業者等との交流を通じた食育を推進します

地域の食文化を理解し、食材を活かす知恵を守り伝えていこうとする気持ちを育むため、伝統料理を継承する活動や*グリーン・ツーリズムなどの農林漁業者等との交流活動を推進します。

■農林漁業者や食品関連事業者等による環境への配慮を通じた食育を推進します

環境に配慮した暮らしを築いていくことの大切さについて理解を深めるため、農林漁業者や食品関連事業者等による資源循環推進などの取組を推進するとともに、それらの取組を学ぶ機会を提供します。

3 食の安全・安心を重視した食育の推進

- (1) 生産から消費に至る食の安全の確保
- (2) 食の安心を実現するための情報提供及び*リスクコミュニケーション
- (3) 食品中の放射性物質対策に関わる検査・調査及び情報発信

■生産から消費に至る食の安全を確保します

食品の安全性と信頼性を確保するため、農林水産物や加工食品の生産・加工から消費に至る過程における監視・指導を徹底するとともに、正確で分かりやすい情報提供に努めます。

■食の安心を実現するための情報提供及び*リスクコミュニケーションを促進します

県民自らが適切に食品を選択できるよう、食の安全・安心に関わる幅広い情報をきめ細かに提供していきます。

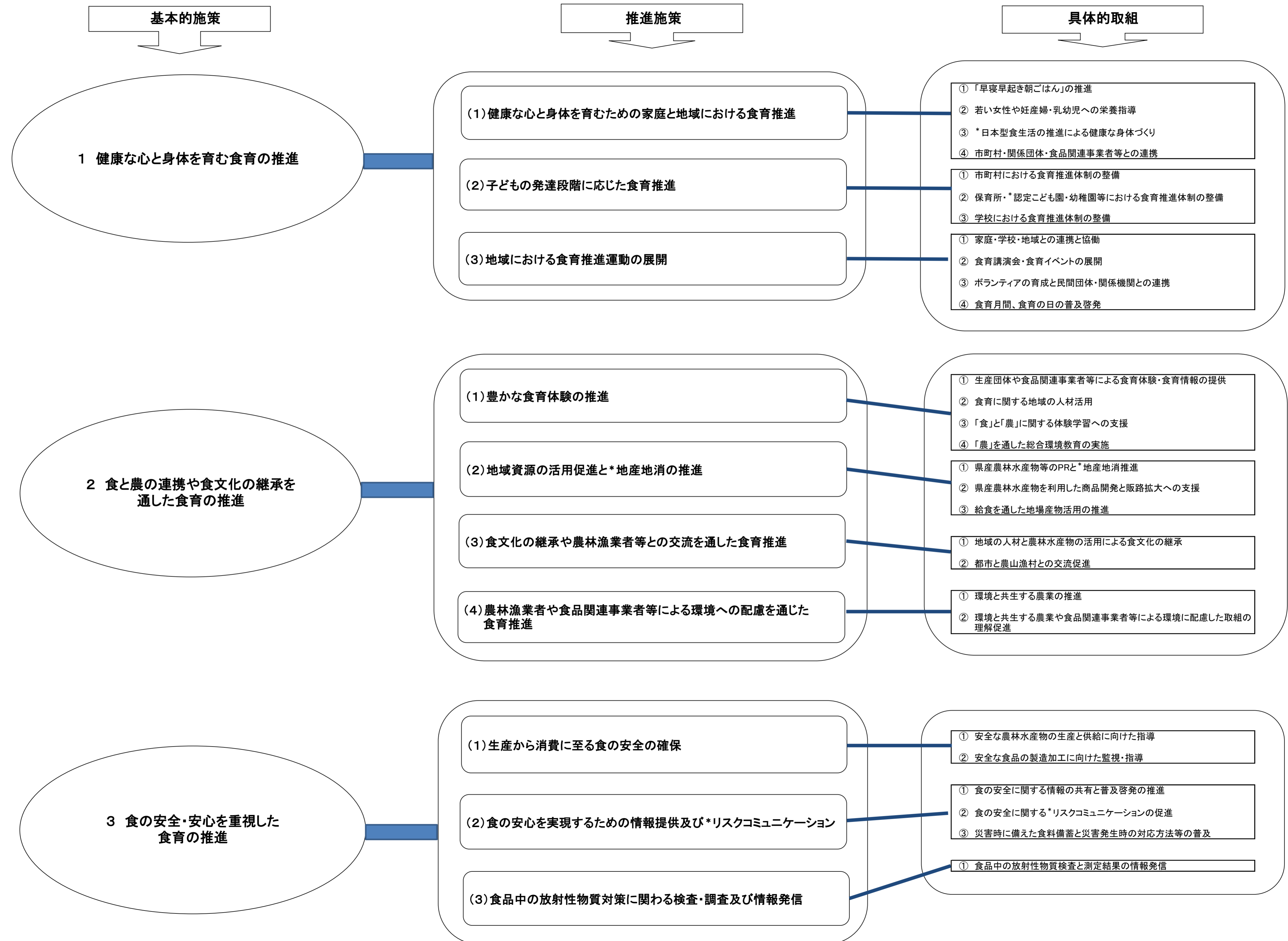
また、災害等に備え、市町村、特定給食施設等における食料備蓄体制整備を推進するとともに、県民一人一人が日頃から災害発生時の対応方法等の知識と実践力を身に付けることができるよう、普及啓発に努めます。

■食品中の放射性物質対策に関わる検査・調査及び情報発信に努めます

原発事故による県産食品の放射性物質対策として、県内全域で農産物等（自家消費野菜等を含む）の放射性物質検査を徹底するとともに、検査結果を迅速に情報発信することにより、食の安全・安心を確保するよう努めます。

また、放射性物質対策に関する最新情報を提供するとともに、放射能に関する正しい知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消に努めます。

V 推進施策の体系



VI 食育推進に関する具体的取組

1 健康な心と身体を育む食育の推進

(1) 健康な心と身体を育むための家庭と地域における食育推進

① 「早寝早起き朝ごはん」の推進

子どもたちが健やかに成長していくためには、適度な運動、バランスの良い食事、十分な休養・睡眠が大切です。また、子どもの基本的な生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されていることから、規則正しい生活のリズムづくりを形成するために、家族みんなで早寝早起き朝ごはんの推進に取り組みます。

【「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進について】



家庭における食事や睡眠などの乱れは、個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域による、一丸となった取組が重要な課題となっています。

平成18年4月に、本運動に賛同する100を超える個人や団体（PTA、子ども会、青少年団体等）など幅広い関係者の参加により、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、これを契機として多くの団体とともに、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動が展開されています。

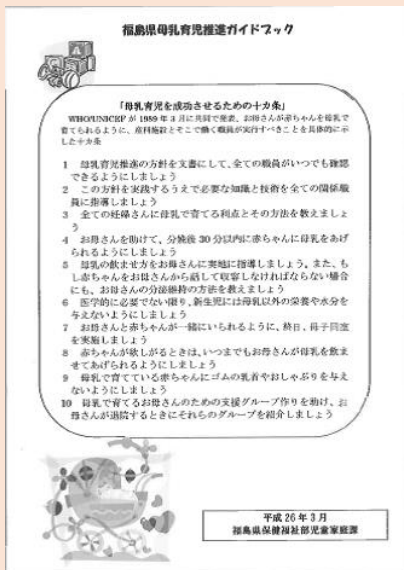
(文部科学省 HP から要約)

② 若い女性や妊産婦・乳幼児への栄養指導

母子の健康の保持増進や健やかな出産を支援するため、市町村や医療機関を始めとする関係機関と連携しながら、平成18年2月に策定された「妊産婦のための食生活指針」に基づき、若い女性や妊産婦に対する栄養指導を促進します。

また、子どもの健やかな発達・発育を確保するため、平成19年3月に策定された「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき、母乳育児の促進や、乳幼児等の発達段階に応じた離乳食をはじめとする子どもの食生活について、正しい知識の普及啓発を行います。

【福島県母乳育児推進ガイドブックより抜粋】



○「福島県母乳育児推進ガイドブック」を作成し、各市町村、産科医療機関、県助産師会等での活用を推進しています。

○助産師による家庭訪問や子育てサロン等を通して、母乳育児支援の推進を図っています。

③ *日本型食生活の推進による健康な身体づくり

ごはんを主食とし、水産物、畜産物、野菜等多様な主菜・副菜等から構成される、栄養バランスに優れた*日本型食生活を推進していくため、学校給食では伝統的な食生活の根幹であるごはんを中心とした食事の良さを子どもたちに気づかせることや、地域の食文化を通じて郷土への関心を深めるなどの教育的意義を踏まえ、ごはんと汁物を中心として、野菜、果物、魚介類、海そう類、大豆、肉類、牛乳・乳製品等を適切に加えた食事の摂取により、健康な身体づくりを目指します。

また、糖尿病や高血圧、脂質異常症等いわゆる生活習慣病の予防には、生涯を通じて、望ましい食習慣の継続が重要である。適正体重の維持、減塩など、食事についての正しい知識を習得する機会や情報提供する場の確保に努めます。



さらに、健康で豊かな食生活を送るためには、むし歯や歯周病を予防し、健全な口腔機能を保持・増進していくことが重要です。そのためには、市町村保健事業、保育所、幼稚園、学校での歯科保健活動と食育の推進を連動させながら、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）運動」や80歳で20本以上の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）運動」の普及啓発、フッ化物配合歯磨剤を使ったむし歯予防や、歯磨きによる歯周病の予防など適切な情報の提供に努めます。

④ 市町村・関係団体・食品関連事業者等との連携

食育を県民運動として着実に推進するため、市町村や関係団体、食品関連事業者等との連携・協働により地域の特性に配慮した食育を推進します。

その際に、本県の食育推進計画のシンボルである「食育標語」と「食育キャラクター」の積極的な活用により、食育推進県民運動の充実を図ります。

また、健康的な食環境を整備するため、メニューの栄養成分表示や健康情報の表示等、利用者の健康づくりに役立てられるような取組を実施する飲食店を「*うつくしま健康応援店」として登録し、登録店の拡大を図ることで県民の健康づくりをサポートします。

【福島県の「食育標語」と「食育キャラクター」】

平成19年度に一般公募により決定し、福島県食育推進の普及啓発に活用しています。

ふくしまの「ふ」をモチーフにしており、手に持つものは適宜変更ができ、営利目的でない使用について、積極的な活用を推進しています。

◆食育標語

食育で 笑顔と健康 ^{ゆめ} 未来づくり

◆食育キャラクター：（愛称）食育ちゃん

パターン1



パターン2



パターン3



パターン4



パターン5 (困った食育ちゃん)



【うつくしま健康応援店のステッカー】



(2) 子どもの発達段階に応じた食育推進

① 市町村における食育推進体制の整備

県は、市町村における食育推進の中核となる管理栄養士・栄養士等の配置を支援します。

また、研修等の機会の確保や、市町村食育推進計画の策定及び各種食育事業の実施に関する技術的支援を行います。

② 保育所・*認定こども園・幼稚園等における食育推進体制の整備

保育所・*認定こども園（保育所部分）に対して、「保育所保育指針」（平成20年3月厚生労働大臣告示）や「保育所における食育の計画づくりガイド」（平成19年11月保育所における食育計画研究会編）を踏まえ、さらに家庭、地域の実態等を考慮し、保育課程や指導計画と連動した食育計画が作成されるよう支援を行います。

また、「食」を通じた子どもの健康づくりの推進を図るために保育所・認定こども園（保育所部分）の職員を対象とした研修会の開催・案内を行います。

同様に、幼稚園に対しても、「幼稚園教育要領」（平成21年3月文部科学省告示）を踏まえ、食に関する活動の充実が図られるよう、食育計画作成を支援します。

食を通じた幼児の健全育成を図るとともに、子育て家庭からの相談等にも応じられるよう、市町村と連携しながら、情報の提供や職員の資質向上のための研修等を行います。

【保育所・認定こども園（保育所部分）の職員を対象とした研修会の開催・案内】

- ・事業所内保育施設等保育従事者研修会
- ・ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会

③ 学校における食育推進体制の整備

学校においては、県教育委員会が策定した「*ふくしまっ子食育指針」に基づき、児童生徒や学校、地域の実態に応じ、学校給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して「*食べる力」「感謝の心」や「郷土愛」を育む食育が展開できるよう、指導体制の整備に努めます。

そのために、各学校等において、児童生徒などの発育や発達段階など実態を把握して効果のある食育が推進できるよう、食育を教育計画に明確に位置づけるとともに、学校長のリーダーシップのもと、*栄養教諭や*食育推進コーディネーターを中心とし、学校栄養職員、養護教諭、担任、体育担当教諭等と関係機関が適切に連携して組織全体で食育に取り組みます。

【*ふくしまっ子食育指針】



【学校における食育の目標】

「ふくしまっ子食育指針」より

食べる力

○幼児・児童生徒の発育、発達段階に応じ、食に関する知識や食を選択する力を養い、それを生かして、自ら望ましい食生活を実践していく力「***食べる力**」をはぐくみます。

感謝の心

○食をとおし、自然や人々とのかかわりの中で「**感謝の心**」をはぐくみます。

郷土愛

○ふくしまの気候・風土に根ざした食文化を理解し「**郷土愛**」をはぐくみます。



(3) 地域における食育推進運動の展開

① 家庭・学校・地域との連携と協働

家庭・学校・地域が連携して、幼児、児童、生徒が食事を楽しみ、食の重要性を理解し、主体的に実践できる能力を身に付けられるよう、毎日の生活や教育活動における豊かな食育体験を推進するとともに、食に関する情報を各種のたよりやホームページで発信することを推進します。また、学校給食を生きた教材として活用し生産者等と連携し、保護者会や地域企業との交流、体験活動等を支援します。

② 食育講演会・食育イベントの展開

食育を通して青少年の健全育成を図るため、青少年健全育成県民総ぐるみ運動（7～8月）など、青少年育成に関するイベントや情報提供活動等を通して食育推進運動の普及啓発を行います。

また、働き盛り世代を対象として、職場における食育に関する健康教室や地域のボランティア団体と連携した料理教室等を通して、地域ぐるみ・職場ぐるみの健康づくり運動の促進を図ります。

③ ボランティアの育成と民間団体・関係機関との連携

食育推進運動を県民運動として展開するため、食生活改善推進員やボランティアなどの地域活動団体、教育関係者、保健医療福祉関係者、農林水産団体、食品関連事業者等からなる食育推進ネットワーク会議を設置し、県民への食育推進活動の浸透を図ります。

地域における食育の推進に向けて、食に関連する*福島県食育応援企業団やボランティア団体・NPO等とともに食育の重要性を啓発するとともにその活動を促進します。

◆*福島県食育応援企業団の設置と食育活動の推進

県は、福島県を含む地域で食育活動を行う企業を「福島県食育応援企業」として登録する制度を、平成25年6月19日より開始しました。

平成27年3月現在、15社の企業が登録し、登録企業は、県内各地でスリムアップイベントや食育教室など食育活動を展開しています。



④ 食育月間、食育の日の普及啓発

「食育」に関する県民理解の促進を図るため、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」にちなんだ「食育」に関するイベント等の情報収集、提供を行うとともに、生活習慣病予防のための食育の普及啓発活動を重点的に推進します。

また、会津大学短期大学部地域活性化センターとの連携により作成した「福島県食育推進啓発媒体」を県のホームページに掲載するなど、県民や団体・企業が広く食育推進運動に活用するための環境づくりを通じた普及啓発に努めてまいります。

◆会津大学短期大学部と共同作成した「福島県食育推進啓発媒体」

No.1 「朝ごはんを食べよう！」
クリアファイル



No.2 「いつも心にお野菜を！」
カレンダー 6種類



No.3 「Wellness Diary
～ムリなく、さりげなく、
アクティブ生活～」カレンダー



No.4 「少ないからこそ おいしい！
美容によい！健康によい！
美(微)塩生活はじめよう！」
ポスター・リーフレット



※営利目的でない使用については、県に対する使用許可申請は必要ありません。

2 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

(1) 豊かな食育体験の推進

① 生産団体や食品関連事業者等による食育体験・食育情報の提供

県内における食育体験の事例やノウハウ等を提供するなど、生産団体や食品関連事業者等による食や農林漁業に関する様々な体験や情報発信の活動を促進します。

② 食育に関する地域の人材活用

学校や保育所等における食育を推進するため、*栄養教諭等の専門性を生かした食に関する指導を実施するとともに、食に関する体験活動を充実させるため、教職員等に対して地域で生産されている農産物の特長や作り方等、食育を推進する上で必要な情報提供を行います。

また、関係団体と連携しながら、食や農に関する経験や知識を有する生産者や料理研究家等の地域の人材を「*ふくしま食育実践サポーター」として登録し、その活用を促進します。

③ 「食」と「農」に関する体験学習への支援

学校の授業などの「食」や「農」に関する学習の取組を支援するため、出前講座や実技指導を行う「*食農応援メニュー」を広く周知し、学校等の要請に対応します。

また、子ども等が農林漁業体験等の活動に参加する機会を拡大するため、生産団体等による食に関する体験活動の実施を促します。

④ 「農」を通じた総合環境教育の実施

子どもたちが農業や食の大切さを学び、環境に対する理解を深めることを目的に、小学校と地域住民等とが連携して、農業や農村文化、自然環境などについて総合的に学ぶ体験型の環境教育（農育）を実施します。

◆ 田んぼの学校・畑の学校

農業や食の大切さを学ぶため、学校における農作業や生きものの調査等の体験活動を支援しています。



(2) 地域資源の活用促進と*地産地消の推進

① 県産農林水産物等のPRと*地産地消推進

各種イベント等の開催や「*ごはんの日」の普及、地産地消推進月間における事業等を通じ、県産農林水産物の良さについてPRに努めるとともに、県産農林水産物等を継続して販売または食材として活用していただける企業や団体等（「がんばろう ふくしま! 応援店」）の登録を進め、地産地消を推進します。

② 県産農林水産物を利用した商品開発と販路拡大への支援

試験研究機関による農産物利用技術の開発を進めるとともに、県産品加工支援センターによる支援や*地域産業6次化ネットワークの連携を強化し、農林漁業者や食品加工事業者による各々の強みを生かした新商品開発や販路開拓等の取組を支援することにより、県産農林水産物の利用拡大と販路拡大を推進します。

③ 給食を通じた地場産物活用の推進

保育所給食や学校給食における地場産物の活用を促進し、子どもたちに郷土愛や感謝の心を育みます。また、生産者等と学校等の連携やつながりを支援して、地場産物の良さを理解させ、消費拡大を推進します。

◆「がんばろう ふくしま! 応援店」

県産農林水産物を積極的に利活用、販売、PRしていただいている事業者をがんばろう ふくしま! 応援店として登録し、キャンペーンの実施やPR資材の配布などにより活動を支援しています。



◆ふくしま・*地域産業6次化新商品カタログ

県産農林水産物を原料とした地域産業6次化新商品を紹介するカタログを作成し、実需者を通して販路を拡大することで、広く消費者に利用を促しています。



(3) 食文化の継承や農林漁業者等との交流を通じた食育推進

① 地域の人材と農林水産物の活用による食文化の継承

地域の食文化に精通した専門家や食生活改善推進員、農林漁業者等の人材を育成するとともに、それらの人材の協力を得て、地域の農林水産物を利用した伝統料理教室などの食文化を理解し守り伝える活動を推進します。

② 都市と農山漁村との交流促進

地域の*グリーン・ツーリズム受入体制整備を支援するとともに、食と農の魅力を満載したグリーン・ツーリズムの体験メニューの情報を発信するなど、交流人口の拡大を図ることで食と農に対する理解促進を支援します。

◆新會津伝統美食

会津地方に伝わる伝統的な郷土料理を本県ゆかりの有名シェフがアレンジして新たに新會津伝統美食を生み出しています。この取組により県産農林水産物の利用促進を図るとともに、新たな視点で地域の食文化を再認識することに寄与しています。



◆新地町の「食育指導と地場産品 消費 拡大につながる食育講座」

新地町では全小・中学校で食育の推進に努めています。定期的に食育講座を開催し、食生活改善推進員と協力しながら、体験活動を実施しています。児童生徒・保護者や地域住民が地元の食材を使ったすいとん汁や和菓子、イタリア料理作りや、校内の水田で育てた餅米で餅つきにチャレンジするなど、郷土料理や行事食など伝統ある地域食文化の継承にも努めています。



◆「あぶくま伝統野菜をつくる会」

二本松市（旧岩代町）において長年作りつづけられてきた伝統野菜を発掘・活用することで、産地や地域の振興を図る取組を行っています。

平成26年度は、伝統野菜を通じて、地域内外の交流、農産物の安全・安心への理解向上や風評払拭等により、地域活力を再生することを目的に、地域住民と共にワークショップを開催し、栽培ほ場の視察や、伝統野菜を活用した新たなメニュー考案、イベント等での試食PR等に取り組みました。



焼きたての「岩代地南瓜のピザ」

(4) 農林漁業者や食品関連事業者等による環境への配慮を通じた食育推進

① 環境と共生する農業の推進

地域内で発生するたい肥等の有機性資源を活用し、「有機農業」、「*特別栽培」及び「*エコファーマーによる栽培」等の技術普及を進めるとともに、*有機栽培を始めとする「環境と共生する農業」の全県的な拡大を図ります。

② 環境と共生する農業や食品関連事業者等による環境に配慮した取組の理解促進

環境と共生する農業について、広く県民の理解を促進するため、生産者と消費者との体験交流等の活動を活発化させるとともに、積極的に各種メディアを活用した広報を行います。

また、食品事業者、リサイクル業者、研究機関、行政機関等が連携し、食品廃棄物の発生抑制や再生利用を目指し、食品リサイクルの取組を推進します。

◆「福島県環境と共生する農業」推進マーク

東日本大震災や原発事故によって多大な打撃を受けた「環境と共生する農業」の再生を促進するため、マークを作成し、使用を進めています。



◆「環境と共生する農業 PR ポスター」の作成

「環境と共生する農業」について、多くの皆様に理解いただくため、「環境と共生する農業 PR ポスター」を作成し、道の駅や直売所、量販店等に掲示しました。

ポスターは、福島大学の学生が農作業体験を通してイメージした、初夏と秋の農業を描いた絵画と、農家の思いをうたった「つたわれ心、つたわれ思い」と題した「詩」をベースに印象に残るデザインに仕上がりました。



3 食の安全・安心を重視した食育の推進

(1) 生産から消費に至る食の安全の確保

① 安全な農林水産物の生産と供給に向けた指導

安全・安心な農産物を提供するため、生産段階における農薬の適正使用の徹底や *GAP（農業生産工程管理）を実践する産地の拡大、*トレーサビリティシステムの導入を支援するとともに、消費者への情報提供に努めます。

② 安全な食品の製造加工に向けた監視・指導

食品衛生法やJAS法、健康増進法等の関係各法に基づき、県民や事業者に対して食品等の衛生管理や表示等に関する必要な指導を行うとともに、苦情や相談などの的確に対応します。

◆*GAP（農業生産工程管理）の普及

県では、安全な農産物を生産し、その取組をきちんと説明できる産地づくりを進めています。このため、食品の安全性向上や環境保全、農作業事故防止などの産地や農家が取り組むべきポイントを整理して実践・管理するGAP（農業生産工程管理）の普及を進めています。



◆食品製造施設及び市場・大型小売店等の監視・指導

「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設、食品市場、大型小売店及び弁当屋など大量に食品を製造・調理・販売する施設を対象として、施設・設備の衛生管理、衛生的な食品の取扱、適正な保存管理及び食品の適正表示の実施について、立入調査し、必要な指導を行って、不良食品の出荷及び販売を防止します。

(2) 食の安心を実現するための情報提供及び*リスクコミュニケーション

① 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

食品の安全性や品質等に関する情報提供をホームページや各種講座、セミナー、体験学習、街頭キャンペーン等を通して積極的に行い、消費者が安心して食品を選択できるよう支援します。

② 食の安全に関する*リスクコミュニケーションの促進

食品の安全に関する県民の知識と理解を深めるため、食の安全・安心推進大会、ふくしま食の安全・安心推進懇談会や地域別意見交換会を開催し、消費者、生産者、食品関係事業者、専門家等の関係者との情報及び意見交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に推進します。

③ 災害時に備えた食料備蓄と災害発生時の対応方法等の普及

災害時のライフライン断絶や避難所生活に備え、県民一人一人が最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努め、災害時に適切な対応をとることができるよう、防災出前講座やホームページ等を活用して、普及啓発を行います。

また、*特定給食施設等に対しては、適切な食料備蓄の推進など、非常災害対策システムの整備に向けた普及啓発を行います。

◆衛生講習会の実施

各保健福祉事務所（保健所）で食品営業施設や集団給食施設等における営業者（設置者）や従事者を対象として、衛生講習会を開催します。

また、一般消費者等を対象とした出前講座も実施します。

◆食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催（地域別意見交換会の開催）

県内各地域において、食中毒発生の危険性の高い夏季に、各保健福祉事務所（保健所）が食中毒防止対策、食品衛生思想の普及啓発を目的として、消費者及び食品関連事業者と食品衛生に関わる意見や情報を交換する懇談会を開催します。

◆*特定給食施設等講習会における普及啓発と協議・検討

各保健福祉事務所（保健所）単位で、毎年、特定給食施設等を対象とした講習会を開催しており、その講習会を活用して、災害時に備えた食料備蓄の必要性や体制整備の推進に向けた協議・検討も行います。



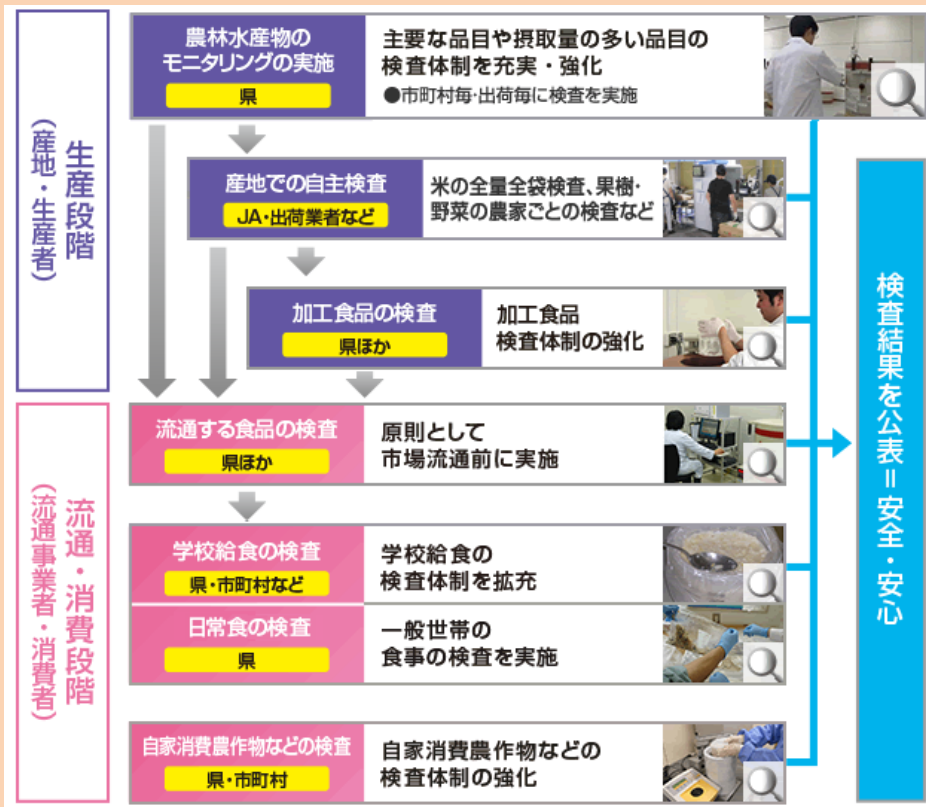
(3) 食品中の放射性物質対策に関わる検査・調査及び情報発信

① 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信

食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通及び消費の各段階において食品中の放射性物質検査を確実に実施して、安全な食品の出荷・流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。

また、県民に対し食と放射能に関する正確な情報の提供と知識の習得を通じ、不安や疑問の解消を図るため説明会を開催します。

◆食品の各段階における放射性物質検査の仕組み



◆米の全量全袋検査

県産米は、平成24年産から全ての米を専用のベルトコンベア式検査機器で検査し、安全性を確認しています。

また、一定の値（スクリーニングレベル）を超えた米については、ゲルマニウム半導体検出器を使用し詳細検査を実施しています。



◆加工食品の放射性物質検査（出荷前・流通販売段階の行政検査）

県産農林水産物を原料とした乾燥きのこ類や乾燥果実の他、漬物、菓子類や清涼飲料水など多種にわたる製造・加工品の放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した違反食品が市場等へ出回らないようにするとともに、市場等に流通する食品を検査することで、県民の健康被害を未然に防止しています。検査結果については、速やかに報道機関及び県のホームページに公表しています。

◆自家消費野菜等の放射能簡易分析検査の実施体制整備

県民の身近なところにおいて自家消費野菜等の放射性物質の簡易分析を実施出来るよう体制を整備し、検査結果を迅速に県のホームページに公表しています。

**◆食と放射能に関する説明会等の開催**

県民に対し食と放射能に関する正確な情報の提供と知識の習得を通じ、不安や疑問の解消を図るため説明会等を開催しています。



VII 参考資料

1 用語説明 (※五十音順)


	用語	意味・説明	ページ
う	うつくしま健康応援店	県民の外出機会の拡大に伴い、安心して外食を楽しみながら健康な食生活を育むことのできる環境をつくるため、提供するメニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、受動喫煙防止対策等に取り組むなど、県に登録された飲食店等をいう。	16
え	栄養教諭	学校給食の管理や児童生徒への食に関する指導などを行う教職員をいう。 本県では平成19年度より配置されている。	8, 18
え	栄養状態	定期健康診断等において、学校医が子どもの皮膚の色や光沢、貧血の有無、皮下脂肪厚、筋肉や骨格の発達程度等について視診又は触診することによって、栄養不良や肥満、やせ傾向を判断する検査項目の一つをいう。	7
え	エコファーマー	土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を作成し、県知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」という。 ※「持続性の高い農業生産方式」とは、生産物の量や品質を確保しながら、将来にわたり農地の生産力を維持・増進する生産方式をいう。	8, 26
ぎ	GAP (農業生産工程管理)	GAPは、農業生産工程管理と訳され、Good (良い) Agricultural (農業の) Practice (行い) の略をいう。 なお、農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産を実施するためのポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践することを目的とする。	9, 27
ぐ	グリーン・ツーリズム	都市に住んでいる人が、農山漁村の民宿やペンション等に宿泊し、農山漁村生活や農林漁業体験を通じて、地域の人々と交流し、山や川、田園などのふるさとの農業を楽しむ余暇活動をいう。	11, 24

ご	ごはんの日	ごはん食の良さと健康的で豊かな「*日本型食生活」を啓発するとともに、県産米の一層の消費拡大を推進するために本県が平成13年に制定した「毎月8日」の日をいう。 8日とした理由は、米を収穫するまでに八十八回の手間をかけるという米の字の成り立ち、八は末広がりで消費も広がるという期待が込められている。	23
し	食農応援メニュー	「食」や「農林水産業」に関する「見たい・知りたい」に応えるため、福島県が行う出前講座や体験学習、見学可能な施設などをまとめたものをいう。学校の授業や地域の学習会などに利用されている。	22
し	食育推進コーディネーター	小・中学校、高等学校及び特別支援学校における食育を、各学校の中心となって推進する教職員をいう。本県の各学校においては、平成20年度より校務分掌に位置付けられている。	18
だ	第二次健康ふくしま21計画	健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、栄養・食生活などの生活習慣及び社会環境の整備などを柱とする国計画「健康日本21（第2次）」を踏まえ、平成25年に本県が策定した県民健康づくり運動の推進計画をいう。	6
だ	第6次福島県総合教育計画	教育基本法の規定に基づき平成22年度～26年度までの計画期間として策定された福島県の教育振興基本計画をいう。 平成25年3月に改定され、平成32年度までの計画期間となっている。 「“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」を基本理念とし、その施策2「子どもたちの健やかな体をはぐくみます」の中で食育についても取り組むこととしている。	6
た	食べる力	心身の健康を維持するために食事をするだけでなく、食事の重要性や楽しさを理解する力、食べ物の選択ができる力、食事を作る力、食文化を理解し伝えることができる力など、食育により育まれる力を総称して「食べる力」という。	10, 18, 19

ち	地域産業6次化	本県の豊かな農林水産資源を基盤として、1次・2次・3次の各産業分野において、多様な主体が自らの強みを生かして他産業にも分野を拡大し、または相互に連携・融合しながら付加価値を向上・創造する取組をいう。 農林水産物の加工や、観光との連携による新サービスの創出、海外販路拡大の取組など、農林水産資源に新しい付加価値を付ける取組を幅広く含む。	23
ち	地産地消	地元で生産された農産物等を地元で消費することをいう。 生産者と消費者の距離が近くなり、消費者の地場産物に対する愛着心や安心感が深まり、地場産物の消費拡大にも結びついている。	11, 13, 23,
と	特定給食施設	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する病院等の給食施設をいう。 なお、実態調査では1回10食以上又は1日25食以上の食事を供給する給食施設を対象とする。	28
と	特別栽培	その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下、で行う栽培方法をいう。 ※「節減対象農薬」とは、「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものをいう。	26
と	トレーサビリティシステム	食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在地を記録した情報）を活用して、食品の追跡と遡及を可能とする仕組みをいう。 これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上と効率化、消費者に伝える各種情報の充実に資することが期待できる。	27
に	日本型食生活	内閣府が提唱する、日本の気候風土に適した米を中心に、魚や野菜、海藻、豆類などの多様な副食（おかず）を組み合わせる健康的で栄養バランスに優れている食生活をいう。	10, 13, 15

に	認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、(1)就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いているか否かに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、(2)地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供を行う機能）を備える施設で、かつ、都道府県知事が認定した施設をいう。	13, 18
ふ	福島県食育応援企業団	福島県が登録をした食育活動に協力してくれる企業等をいう。 登録企業は、自主的な食育活動に取り組むとともに、県などが企画する食育イベント等に協力している。	20
ふ	ふくしま食育実践サポーター	食生活・栄養、調理、生産・加工、食文化、食品製造・流通、食の安全・安心など、「食」に関する分野において、自らの知識や経験を活かした講義や実習等の実施、体験機会の提供等を通して、地域住民、特に子どもと保護者の「食」に関する学習意欲を喚起し、食育活動を支援する人をいう。 県では、登録者を学校や地域団体の要請に応じて派遣する取組を進めている。	22
ふ	ふくしまっ子食育指針	平成19年3月、県教育委員会が定めた、本県の学校における食育推進の方向性を示したものをいう。 基本的な考え方や目標、発達段階に応じた望ましい食に関する行動指標、学校における食育推進上のポイント等が記載されている。	18, 19
ゆ	有機栽培	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる栽培方法をいう。	26
り	リスクコミュニケーション	食品の安全性に関する「リスク分析」の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者（生産者）、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互交換することをいう。	9, 12, 13, 28

2 食育基本法の概要

**食育基本法の概要**

平成 17 年 6 月 17 日公布

平成 17 年 7 月 15 日施行

1 目的

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。（第 1 条）

2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関係事業者、国民等の責務を定める。（第 9～13 条）
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。（第 15 条）

3 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目的に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項等（第 16 条）
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。（第 17～18 条）

4 基本的施策

- ①家庭における食育の推進（第 19 条）
- ②学校、保育所等における食育の推進（第 20 条）
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進（第 21 条）
- ④食育推進運動の展開（第 22 条）
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（第 23 条）
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等（第 24 条）
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（第 25 条）

5 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25 名以内で組織する。（第 27～29 条）
- (2) 食育推進基本計画の案を作成し、及びその他食育の推進に関する重要事項の審議、施策の実施を推進する。（第 26 条）
- (3) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。（第 32～33 条）

3 第2次食育推進基本計画の概要

第2次食育推進基本計画の概要

平成23年3月31日食育推進会議決定
(平成25年12月 一部改正)

はじめに

◇ 計画期間は平成23年度から27年度までの5年間

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- 2 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- 3 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

第2 食育の推進の目標に関する事項（平成27年度までの達成を目指すもの）

- 1 食育に関心を持っている国民の割合（70.5%→ 90%以上）
- 2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数
(朝食＋夕食＝週平均9回→ 10回以上)
- 3 朝食を欠食する国民の割合（子ども：1.6%→ 0%、
20～30歳代男性：28.7%→ 15%以下）
- 4 学校給食における地場産物を使用する割合（26.1%→ 30%以上）
〃 国産の食材を使用する割合（77%→ 80%以上）
- 5 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合
(50.2%→ 60%以上)
- 6 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、
運動等を継続して実践している国民の割合（41.5%→ 50%以上）
- 7 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合
(70.2%→ 80%以上)
- 8 食育の推進に関わるボランティアの数（34.5万人→ 37万人以上）
- 9 農林漁業体験を経験した国民の割合（27%→ 30%以上）
- 10 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合
(37.4%→ 90%以上)
- 11 推進計画を作成・実施している市町村の割合（40%→ 100%）

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所等における食育の推進
- 3 地域における食育の推進
- 4 食育推進運動の展開

- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
- 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 多様な関係者の連携・協力の強化
- 2 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
- 3 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
- 4 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効果的・重点的運用
- 5 基本計画の見直し

4 福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱・委員名簿

福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱

(目 的)

第1条 福島県では、すべての県民が、生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育み、食を通して健やかで心豊かに生活できる社会を目指し、「食育」を県民運動として推進するために「おいしく イキイキ 食育プラン～福島県食育推進計画」(以下「計画」という。)を策定した。

この計画に基づき、県内各地域において地域の実情に見合った食育を推進するため、広く関係者から意見を求め、横断的に関係組織が食育に取り組むことができるよう「福島県食育推進ネットワーク会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、その目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 食育の推進に関すること
- (2) 食育の普及・支援に関すること
- (3) 評価の進行管理に関すること
- (4) その他、食育に必要と認められる事項に関すること

(構 成)

第3条 会議は、別表に掲げる団体から推薦された委員及び公募による委員をもって構成し、委嘱又は、指名する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

福島県食育推進ネットワーク会議構成委員

	団 体 名	職 名	氏 名	
学識経験者	国立大学法人福島大学 行政政策学類	教 授	塩谷 弘康	会 長
	公立大学法人会津大学短期大学部 食物栄養学科	准教授	鈴木 秀子	副会長
	公立大学法人福島県立医科大学 災害医療総合学習センター	副センター長	熊谷 敦史	
医療団体	公益社団法人福島県栄養士会	会 長	中村 啓子	
	一般社団法人福島県医師会	常任理事	本多 静香	
	一般社団法人福島県歯科医師会	(地域保健) 理 事	池田 知弘	
市町村	福島県市長会	福島市 健康推進課長	横田 博昭	
	福島県町村会	事務局長	安田 清敏	
生産・販売関係	公益社団法人福島県食品衛生協会	会 長	紺野 昭治	
	一般社団法人福島県調理師会	会 長	鬼頭 弘次	
	福島県農業協同組合中央会	組織経営部長	永山 正英	
	(株)ジェイエイあぐりすかがわ岩瀬 (農産物直売所「はたけんぼ」)	企画管理部 マネージャー	澤山 聖美	
保育・学校関係	福島県保育協議会	会 長	國井 隆介	
	福島県小学校長会	事務局次長	福士 寛樹	
	福島県中学校長会	事務局長	菅野 善昌	
	福島県高等学校長協会	家庭部会 部会長	森田 晶代	
	福島県PTA連合会	会 長	村上 和行	
県民代表	福島県食生活改善推進連絡協議会	会 長	須釜 千代	
	一般公募		渡邊 和子	
	一般公募		松川 修一	

任期：平成25年11月1日～平成27年10月31日(2年間)

食育で 笑顔と健康 ^{ゆめ} 未来づくり

(福島県 食育標語)

おいしく イキイキ 食育プラン
「第三次福島県食育推進計画」

福島県保健福祉部健康づくり推進課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

TEL 024-521-7640 FAX 024-521-2191

HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a//kenkozoushin-syokuiku1.html>